

○再入学に関する規程（大学院学則第27条第2項）

平成10年5月13日

第1条 本学大学院学則第27条第2項に規定する再入学に関する必要事項は、本規程の定めるところによる。

第2条 再入学できる者は、休学期間を除き前期課程4年（大学院学則第3条第6項に基づく長期履修を認められた者については6年）、後期課程6年の在学期間に満たないで退学した者とする。なお、大学院を除籍された者及び、退学処分された者は再入学することはできない。

第3条 再入学を希望する者は、次の書類を添えて再入学を希望する年度の前年度の1月の指定する期日までに、学長あてに再入学願を提出しなければならない。

- (1) 再入学願（本学所定用紙）
- (2) 研究課題（本学所定用紙）
- (3) 研究要旨（本学所定用紙）

第4条 再入学を願い出ることができる期間は、次のとおりとする。

- (1) 前期課程においては、退学後3年以内とする。
- (2) 後期課程においては、退学後6年以内とする。

第5条 再入学後に在学できる期間は、休学期間を除き、退学以前の在学期間と併せて、前期課程にあつては4年（大学院学則第3条第6項に基づく長期履修を認められた者については6年）、後期課程にあつては6年とする。

第6条 再入学に関わる入学金及び授業料、並びにその他の経費については、大学院学則第29条別表によるものとする。なお、大学院博士課程後期単位修得者については、別に定める学費等の減免規程の適用を受けることができる。

第7条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

ただし、平成5年度入学者から本規程を適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項2の但書については臨時措置とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に本学大学院に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に本学大学院に入学した者については、なお従前の例による。